

公益社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱

昭和59年5月1日決 裁

平成29年4月1日最終改正

(目 的)

第1条 この要綱は、県が公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）の行う事業に必要な資金及び一時的な運用の貸付けを行うことにより、公社の育成助長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与することを目的とする。

(貸付金の種類及び貸付金の額)

第2条 貸付金は、事業貸付金とする。

2 貸付金の額は、毎年度予算の範囲内において知事が定めるものとする。

(貸付条件)

第3条 貸付金は無利子とし、償還期限、償還方法等は次のとおりとする。

種 類	利 率	償還期限	据置期間	償還の方法
事 業 貸 付 金	無利子	年以内 5 0	年以内 4 5	据置期間満了の日 から元金年賦償還

(貸付けの申請)

第4条 公社は、貸付けを受けようとするときは、農林公社貸付金貸付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、前条に定める申請書を受理したときは、これを審査し、適当であると認めるときは貸付けを決定（様式第2号）し、その旨公社に対して通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第6条 公社は、前条の通知を受けたときは、知事と農林公社貸付金貸付契約（様式第3号）を締結しなければならない。

(事業計画の変更)

第7条 公社は、貸付けの決定を受けた後において、止むを得ない理由により事業貸付金の対象となった事業計画の重要な変更を行う必要がある場合には、あらかじめ知

事に対し、農林公社貸付金変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 公社は、事業を完了したときは、翌年度3月31日までに農林公社貸付金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の額の確定）

第9条 知事は、前条の事業貸付金実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類審査により事業貸付金が決定の内容に適合すると認めるときは、貸付金の額を確定し、公社に通知するものとする。

（繰上げ償還）

第10条 公社は、貸付金の全部又は一部の繰上げ償還をしようとするときは、農林公社貸付金繰上償還届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（償還期限の延長）

第11条 知事は、災害その他公社の責めに帰することができない理由により、貸付金の償還が困難であると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができるものとする。

2 公社は、償還期限を延長しようとするときは、農林公社貸付金償還期限延長申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第12条 公社は、貸付金をその目的以外に使用してはならない。

2 知事は、公社が前項の規定に違反した場合は、すでに交付した貸付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年度の事業から適用する。

この要綱は、平成8年度の事業から適用する。

この要綱は、平成9年度の事業から適用する。

この要綱は、平成10年度の事業から適用する。

この要綱は、平成15年度の事業から適用する。

この要綱は、平成19年度の事業から適用する。

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

この要綱は、平成29年度の事業から適用する。

様式第1号

農林公社貸付金貸付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 印

年度農林公社貸付金の貸付けを受けたいので、農林公社貸付金貸付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付金の種類 事業貸付金
- 2 借受金額 金 円
- 3 借受時期 年 月 日
- 4 償還期限 年 月 日
- 5 関係書類 別紙1のとおり

年度事業計画

(単位：円)

事業区分			事業名	事業量	予算額	資金計画				
						県借入金	公庫借入金	補助金	委託金	その他
公 社 事 業	分 収 林 事 業	分 収 造 林 事 業	造林 保育 保護 管理 設定							
			計							
	業 事	育 林 事 業	保育 設定							
			計							
	事務雑費									
	借入金返済									
管理費										
その他(※)										
合計										

※：一時的な資金の運用を行う場合は、「その他」欄に必要事項を記入し、別紙2を添付すること。

別紙2

1 年度資金運用使用計画

(単位：円)

区 分	金 額	支 払 明 細
分収林事業費		
計		

区分には、埼玉県農林公社で実施する事業を記入すること。

2 年度資金運用計画

(単位：円)

4半 期別	所要額	資 金 計 画					過不足額 (累計)
		県借入金	公庫借入金	補助金	その他	計	
1 ・ 4 半 期							
2 ・ 4 半 期							
3 ・ 4 半 期							
4 ・ 4 半 期							
計							

農林公社貸付金貸付決定通知書

番 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県農林公社

理事長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号によって貸付申請のあった 年度農林公社
貸付金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|----------|---|---|---|
| 1 貸付金の種類 | 貸付金 | 金 | 円 |
| 2 貸付方法 | | | |
| 3 条件 | ア 公益社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱に定めるほか
次の条件を遵守のこと。
イ 事業貸付金については、対象となった事業量又は事業費の
20%を越える増減が生ずる場合は、あらかじめ知事の承認
を受けること。
ウ 貸付時期は 年 月 日とする。
エ 公社は、貸付を受けようとするときは、請求書を知事に提
出しなければならない。 | | |

様式第2号—2

農林公社貸付金交付請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

行田市真名板1975-1
公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 印

年 月 日付け 森第 号で貸付金貸付決定のあった貸付金について、
下記金額を交付されたく請求します。

記

金 円

農 林 公 社 貸 付 金 貸 付 契 約 書

貸付人埼玉県を甲とし、借受人公益社団法人埼玉県農林公社を乙とし次の条項により、事業（運用）貸付金の貸付契約を締結する。

第1条 甲が乙に貸付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は 円とする。

第2条 前条の貸付金は、無利子とする。

第3条 貸付金の償還期限は、年 月 日まで据置とし、年 月 日
（年3月31日までとする。）

までの間に償還する。

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、貸付金の全部又は一部を直ちに償還させることができる。

- （1） 貸付金を目的以外に使用したとき
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
- （3） 甲が必要と認めるとき

第5条 甲は、貸付を受けた乙が、償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、期限満了の翌日から納付の日までの期間に応じ、年利 パーセントの割合で違約金を徴収するものとする。ただし、甲が止むを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

第6条 この契約の履行に当たっては、本契約書によるほか公益社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱の定めるところによる。

第7条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

埼玉県

埼玉県知事

印

乙 住 所

印

様式第4号

農林公社貸付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長

印

年 月 日付け貸付決定の農林公社貸付金について下記のとおり変更したいので、公益社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第5号

農 林 公 社 貸 付 金 実 績 報 告 書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 印

年度農林公社貸付金の貸付けを受けた農林公社事業は、次のとおり実施しました。
記

1 事業貸付金借入額

貸付金の種類	借入金額
事業貸付金	円

2 年度事業実績報告

(単位：円)

事業名		計 画				実 績		事業期間
		当 初		増 減		事業量	事業費	
		事業量	事業費	事業量	事業費			
分 収 林 事 業	造林費						自 年 月 日 至 年 月 日	
	保育費							
	保護管理費							
	事務雑費							
	小 計							
借入金返済等								
管 理 費								
その他								
合 計								

3 年度農林公社事業貸付金実績報告

(単位：円)

区 分	当初計画	増 減	実 績	変 更 理 由	摘 要
事業費					
内 訳	県借入金				
	公庫借入金				
	委託金				
	補助金				
	その他				
管 理 費					
内 訳	県借入金				
	補助金				
	その他				
その他					
借入金合計					

※：一時的な資金の運用を行った場合は、区分の「その他」欄に必要事項を記入するこ

と。

様式第6号

農林公社貸付金繰上償還届

番 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 印

次のとおり貸付金を繰上償還したいので、公益社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱第10条の規定によりお届けします。

借入年月日	年 月 日
借入額	円
未償還額	円
繰上償還額	円
差引借入額	円
繰上償還期日	年 月 日

様式第7号

農林公社貸付金償還期限延長申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 印

次のとおり償還期限を延長したいので、公益社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱第11条の2の規定により申請します。

借受年度	年度
償還期限	年 月 日
償還期限 延長年月日	年 月 日
償還期限の 延長理由	